

福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年10月12日)

【件名】

- 県内保育施設等における送迎バス運行体制に関する緊急点検の実施結果について
(子育て王国課) 2
- 児童相談所の体制強化の検討等について
(家庭支援課) 3
- 鳥取県版子どものアドボカシー構築に係る取組状況について
(家庭支援課) 5

子育て・人財局

県内保育施設等における送迎バス運行体制に関する緊急点検の実施結果について

令和4年10月12日
子育て王国課

令和4年9月5日に静岡県牧之原市内の認定こども園において、送迎バスに置き去りとなった園児が死亡する事故が発生したことを受け、県内で送迎バスを運行する保育施設等における運行体制等に係る安全管理の状況を確認するため、緊急点検を実施しましたので、概要を報告します。

- 1 **実施日** 令和4年9月12日（月）～27日（火）
- 2 **対象施設** 県内で送迎バスを運行する保育施設等 全40施設
 ※県内における送迎バス実施施設数、運行台数、利用園児数（R4.9月調査時点）
 - ・施設数 40施設（保育所6、認定こども園19、幼稚園11、認可外保育施設4）
 - ・運行台数 78台
 - ・利用園児数 1,660人
- 3 **点検方法** 県子育て王国課職員が各施設を訪問し、実地調査を実施
 ※公立施設については設置市町村において実施

4 点検内容及び主な点検結果

「鳥取県版教育・保育施設等における児童の車両送迎に係る安全管理ガイドライン（※）」をもとに、施設長等から送迎バスの運行体制、園児の乗降確認の状況、マニュアルの作成状況等について聞き取りを実施した。

※令和3年7月の福岡県中間市の事故を受け、令和3年12月に策定。ガイドラインにおいて、送迎車両の車内の様子を記録できる360度ドライブレコーダーの整備を推奨していることから、令和4年度新規事業としてドライブレコーダー購入経費の補助制度を創設。これまでに5施設が補助金を活用し、ドライブレコーダーを導入した。

<主な点検結果>

項目	結果
ラッピング等で車内が見えにくい等の車両の有無	0台
運転手と添乗職員による複数名による運行	40施設中39施設で実施（※）
乗車児童名簿の作成	全施設で作成
児童乗降時の人数・名前等の確認	全施設で実施
バス降車後のバス内の見回り	全施設で実施
乗車名簿等を用いた園側への適切な引継ぎ	全施設で実施
マニュアル等の作成	全施設で作成

※複数名による運行が未実施の1施設については、車両の定員及び職員体制の問題から、2台の送迎車両（運転手のみ）が連なって運行しており、乗降時の人数確認や降車後の車内の見回りは2名の運転手が各車両を一緒に行っている。

<保育施設等の現場の声>

- ・緊急点検は自分たちの日々の対応が十分か振り返るよいきっかけとなった。
- ・送迎バスの駐車場所を園裏側から施設付近に変更した。
- ・確認作業の手順は変わっていないが、これまで簡単な手順書だったものを改めてマニュアルとして整備した。
- ・マニュアルを保護者に共有するなど、園の対策を保護者へ情報提供することが安心していただくことに繋がると感じる。
- ・送迎バス車内へのプザー等の安全装置設置への支援をお願いしたい。
- ・車両の定員、職員体制の問題から複数名による運行が難しい。

<特徴的な取組事例>

- ・静岡県の事故を受け、園児がクラクションを鳴らす訓練を県内複数の園が実施
- ・かいけ心正こども園（米子市）では、園児がクラクションを鳴らし続けるのが難しいことから、乗降口付近に「たすけてボタン」を設置



※かいけ心正こども園が実施した訓練の様子、訓練後に車内に設置した緊急ボタン

5 今後の取組予定

保育施設等の送迎バスの安全装置の設置義務化や設置に必要な財政措置の具体策について、令和4年10月中に国が取りまとめる方針であることから、国の検討状況を注視しながら、県としての対応を検討していく。

児童相談所の体制強化の検討等について

令和4年10月12日

家庭支援課

児童福祉法の改正等や児童に係る重大事案が続けて発生していること等を踏まえ、子どもや子育て世帯への支援体制を強化するため、総務部主導で児童相談所の体制強化を図ることとしています。

このたび、その体制強化に向けて児童相談所の現状及び課題等を整理するとともに、「児童相談所の体制強化に向けた改善検討チーム」（以下「改善検討チーム」という。）を立ち上げて検討を開始しましたので報告します。

1 背景

- ・令和元年7～8月の米子児童相談所における施設内虐待事案及び令和4年2月の米子児童相談所措置児童の母親逮捕事案が起こったこと。
- ・令和3年8月に児童相談所措置児童が児童施設内で死亡する事案が起こったこと。
- ・子ども家庭庁の設置（令和5年4月）、子ども基本法の施行（令和5年4月）及び児童福祉法の改正（令和6年4月施行）により、子どもや子育て世帯の支援施策が強化される状況にあること。

2 現状等

(1) 児童相談所における児童虐待等への対応状況

区 分	中央	倉吉	米子
職員定数 (R4.4)	30人	14人	22人
児童福祉司担当ケース数 (R4.3.31)	37件/人	45件/人	50件/人
虐待通告件数 (R3年度)	239件	110件	189件
虐待認定件数 (R3年度)	52件	16件	67件
一時保護 (所内・委託) 件数 (R3年度)	247件	192件	231件

※(参考) 国配置基準
40件/人

※中央児童相談所の定数は福祉相談センター定数（女性相談課の4人を含む）

(2) 児童相談所の体制強化の状況

- [R1] 市町村担当児童福祉司の配置、精神科医の配置（3児相）、弁護士の派遣（中央、米子週1回、倉吉2週に1回）、警察官の配置（中央）
- [R2] 米子児相に警察官配置
- [R3] 倉吉児相に警察官、里親支援児童福祉司配置
- [R4] 中央、米子に里親支援児童福祉司配置

(3) 重大事案を踏まえた改善状況

- ・一時保護所業務マニュアルの見直し（R1.11）、一時保護所の倫理規程の作成（R1.12）
- ・一時保護所の深夜(22:00～8:30)の指導體制を夜間指導員（会計年度任用職員）1名体制から正職員と夜間指導員の2名体制に改善（米子 R2.2～、中央・倉吉 R2.4～）
- ・会計年度任用職員を含む児相全職員への施設内虐待防止研修を毎年度実施（R2.4～）
- ・3児相で一時保護所の第三者評価を実施。概ね「適切に実施されている」との評価。一部「やや適切さに欠ける」との評価もあったが、いずれも改善済み又は年内の改善済みに向けて検討中。

※検討中のもの…重大事案に係る触法少年の対応マニュアル作成

- ・県版アドボカシー（児童の意見表明を支援するとともに救済に繋げる制度）の構築（R3は検討、R4は試行実施（R4.10～）、R5から本格実施の予定）
- ・児相全体の第三者評価の実施（R4は米子、R5・6に中央・倉吉で実施）
- ・困難事案については3児相合同でケース会議を実施（R4.6～）

(4) 母親逮捕事案の検証

- ・母親の逮捕事案については、家庭支援課、中央児相及び倉吉児相での内部検証を9月に終えた。
- ・警察や弁護士、学校など関係機関と連携しながら慎重に対応していたが、刑事告訴をもっと早く行っていれば早期発見につながった可能性がある」と結論づけた。
- ・現在、県外の専門家（横浜市・子どもの虹情報研修センター所長）による外部検証を行っている。

3 児童相談所が抱える課題

(1) 児童相談所からみた主な課題

更により良い運営に繋げるため、児童相談所自身が改善が必要と考える課題は次のとおり

- ・中堅職員による若手職員への指導が不十分。
- ・対応困難な案件が集中すると、適時な対応ができない。
- ・県の組織の中だけでは、若い職員の経験の場や機会が少なく、福祉職としての基礎力が身につけにくくなっている。

(2) 児童養護施設からみた主な課題

施設と児相との連携強化に向けて、施設から見た児童相談所の課題を聞き取ったところ、次のようなケースがあった。

- ・入所打診の際の児童の情報が少なく、情報・状況を把握できないまま受け入れることがある。
- ・担当児童福祉司による面会が年に1～2回程度の時もあり、関係性が深まりにくい。

4 体制強化に向けた検討状況

総務部主導による児童相談所の体制強化に係る検討を8月から開始した。現場の状況をよく把握した上で、児童相談所ごとの課題や問題点等の整理を行い、令和5年度組織編制に向けて、定数増も含め必要な体制の確保について検討を進めていく。

- ・総務部主導で「児童相談所の体制強化に向けた改善検討チーム」（チーム長・副知事、チーム員・総務部長、子育て・人財局長、関係課長など）を8月末に立ち上げ、来年度の組織改正に向けて児童相談所を含めた関係機関のヒアリングを実施し、児童相談所の課題・問題点の整理や要因分析を行う。
- ・業務の進め方を見直すことにより改善が図られる事項については、各児童相談所や子育て・人財局が早急に検討を行い、実施する。

鳥取県版子どものアドボカシー構築に係る取組状況について

令和4年10月12日
家庭支援課

鳥取県版子どものアドボカシー（以下「県版アドボカシー」という。）の構築に係る取組として、10月下旬から児童相談所一時保護所でアドボケイト（意見表明支援員）による子どもの意見聴取の試行実施を行いますので、報告します。

（参考）アドボカシー…子どもの権利擁護のため、施設等で生活する子どもの意見を第三者がくみ取り、子どもの意見表明をサポートする仕組み

1 背景

国の「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、県は令和2年9月に「鳥取県社会的養育推進計画」を策定し、子どもの権利擁護に関する取組として、①児童虐待の未然防止や子どもの権利擁護の重要性に関する啓発活動の充実、②子ども自身が子どもの権利を学ぶ取組に対する支援と鳥取県社会的養育推進計画策定への参画、③子どもの意見表明をサポートまたは代弁する新たな仕組みの検討を行うこととしている。

2 現状及び予定

- ・県版アドボカシーの構築については、令和3年度にアドボケイト（意見表明支援員）の確保や養成、権利救済の枠組みなどを検討してきた。
- ・令和4年10月下旬から各児童相談所一時保護所で試行実施し、その結果を踏まえて令和5年度の本格実施に向けた検討を行う。
（検討会委員：学識経験者、弁護士、施設等関係団体、福祉関係団体、社会的養育経験者、行政機関）

3 県版アドボカシー構築のための試行実施

- ・試行に先立ち、7～9月にかけて子どものアドボカシーを研究している鳥取大学教員と県弁護士会から推薦のあった弁護士とが、各児童相談所一時保護所の措置児童から意見を聞くリスニングツアーを行った。
リスニングツアー：アドボケイトが子どもから話を聞くことについて、子どもの受け止めを聞き、試行事業の実施方法に反映させる。
- ・試行実施では、子どもの権利救済に重要な役割を担うことが予想される弁護士をアドボケイトとして児童相談所一時保護所に派遣し、子どもから保護されたことの受け止めや不安などについて聞き取り、児童相談所に改善を求めることとしている。

（リスニングツアーを実施した感想）

○大学教員

- ・アドボケイトの役割は、子どもの声（気持ち、思い、願い、望みなど）を子どもと一緒に探すという表現が一番しっくりくる。
- ・話を聞いた子どもからは「（施設入所するが）そこにも来るの？」「次はいつくるの？」「また会える？」との言葉があり、一時保護後、施設に入ったあとであっても同じ支援者が話を聞ける体制が必要であると感じた。

○弁護士

- ・小学生には、弁護士と警察と区別がつかず会って貰えなかった。中高生は会ってもらえたが、初め裁判官と警察官との区別がつかなかった。話をすると分かってもらえたが時間がかかった。
- ・権利を理解してもらいながら、それが守られているかを切り口に進めていったが、小学生は年齢的に弁護士が対応することが難しいと感じた。
- ・弁護士として行く場合は、権利擁護、人権侵害がないかのチェックと救済への手助けが役割ではないか。

○各児童相談所

- ・初めは乗り気でなかった児童も、アドボケイトとのやり取りの中で今まで語ったことがなかった家族に関する発言が出てきて、その内容に驚いた。その後、児童相談所内で共有し支援策を検討した。
- ・その場でのアドボケイトとのやり取りでは話が深まらなかった児童もあったが、その後スマートフォンで「アドボカシー」と検索していた。
- ・一度アドボケイトと面会した児童の中には、話したいことがないと2回目の面談を希望しない児童もいた。